

京都市告示第 60 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成18年5月1日

京都市長 梶本 頼兼

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
株式会社 ニチイ学館	京都市児童福祉センター診療所に係る公金徴収事務 京都市児童療育センター診療所に係る公金徴収事務	平成18年5月1日から 平成21年3月31日まで

(保健福祉局児童福祉センター総務課)